

「児童の世紀」を振り返る

—その十八—

本田 和子



今世紀は、子どもたちに何を残したか？

「児童の世紀」と呼ばれたこの一〇〇年は、子どもたちの周辺にさまざまな渦を巻き起こし、有形無形のさまざまな所産を生み出して、彼らの生活を賑わせ、かつ、豊かにもしたが、同時に、子どもたちを激動のあ

らしに巻き込むことで、彼らの安定した生を脅かし、混乱させてきた。先に見て来たように、肥大化した科学技術や怒涛のように押し寄せる情報化の波は、子どもたちの日常をかつて類のない速度で変貌させ続けている。そして、それらに促されて生じた時代の心性の変化は、もしかしたら、「子ども中心」子ども愛育の

「時代」の終焉とともに、「子ども疎外」子ども嫌悪の時代」を招き寄せるのではと、危惧されるほどである。歯止めのかからない少子化傾向や頻発する児童虐待は、こうした心性変化の予兆とも見えて、心ある人々を密かに憂えさせているのではないか。とすれば、この世紀の総決算は、次代に向けての負の遺産だったのだろうか。改めてこの世紀を振り返り、正負ともどもその所産をみつめ直して、次代に贈り得るものに光りを当てておきたいと思うのは、この所以である。

「科学の時代」として幕開けした二〇世紀が、子どもたちを「多産多死」の状態から救出し、「少産少死」の状態へと転換させたことを先に述べた。子どもたちが、生まれてきた限りは、生き延びて成長することの可能な存在と化したことは、とりあえずは大きな収穫の一つであろう。しかし、同時に、生殖医学の発達には、妊娠と出産を人工的に操作可能なものへと変化させ、結果として、「子ども」に関して、その存在を計

画し統制することの可能な「作られるもの」へと転換させた。そして、そのことによって失われたものは、恐らく、今後、徐々にその意味を発揮してくるのではないか。すなわち、「生命の創造」というかつては神に属した領域に足を踏み入れたことの結末を、厳しく問われることになるに相違ない。そのために、私どもは、いま、「子どもの生命」に対して新しい「倫理の確立」を求められているのだが、いまだ、それは十分ではない。

次いで、この世紀の後半に訪れた「情報革命」は、子どもたちの生きる世界を急速に拡大させつつある。この世紀は、まず、人々の前に電話を普及させて通信手段を大幅に変革し、さらにコンピュータの発達とともにインターネットを通じて世界と即座に交信し得るすべを提供した。子どもたちは、大人にも勝る適応力を発揮してこれらの変化に即応し、新しく形成されたコミュニケーション世界の住人として、地球上の出来事をあまねくわが身に引き受けることを学んでいる。

彼らの行く手には、私どもとはまるで異なった世界が開けていくに相違ない。「国家」あるいは「国境」などという概念の希薄化とともに、「アイデンティティ」なる概念も更新されることだろう。人格の形成に関しても、私たち先行世代とは異なった道筋を辿るであろうことも疑う余地はないのではないか。

と同時に、一方では、あまりにも急激なその変化がもたらしたものについては、今後、その負の遺産を引き受けることになるだろう。情報革命によって生じた世代間の格差は、かつては子育ての不可避の営みだった生き方の知恵の伝達を困難にした。つまり、人が人とともによく生きていくための有形無形の知恵や技術の数々が、先行する世代から後続世代へとさりげなく受け渡しされる機会を喪失させたのである。たとえば、かつて私どもは、「殺すなかれ」という掟を、どのようにして獲得したのだろうか。それは、事々しい言葉や教訓の形ではなく、大人たちと体と心を寄せ合って暮らす日常の中で、いつとなく体と心に染み入

るように注ぎ込まれ、

受肉化されるものではなかつたろうか。こう

した諸々の喪失は、も

しかしたら、人の歴史

を一変させるほどの深刻な事態を招き寄せるかも知れないのである。

そして、二〇世紀は、「戦争の世紀」でもあった。

この世紀に生きた者たちは、従来のように国境線を巡って起こる二国間の紛争ではなく、世界を二分する大戦の渦中に投げ出され、否応無しに巻き込まれてその惨禍を体験している。何しろ、新しい科学兵器の開発によって戦争が非戦闘員をも巻き込むものと化したために、二〇世紀住人の戦争体験のありようは、従来**の比ではなかつたのである**。子どもと言えども例外ではない。原水爆の被害から、子ども、さらには、胎児さえもが、免れ得なかつたのはその典型例と言えよう。



「子どもの人権」の発見

一九八九年、国連総会における「子どもの権利条約」の採択と、主要各国によるその批准は、この世紀が子どもに贈った最高の贈り物と言えるかも知れない。そして、「子どもの人権」を広く確認したこの営みは、単に子どもの実生活を守るといふ現実的効果に奉仕するだけでなく、子どもを親や家族観、延いては、近代的人間観の更改を促す出来事として革命的とも言い得よう。

「人権」という語は、辞典的、あるいは事典的定義によれば、「人間が人間らしく生きるために生来持っている権利」、「人間の生存にとって欠くことの出来ない権利および自由のことで、国の最高法たる憲法で保証されている」などとある。「生まれながらの権利」と言うことであれば、「子ども」といえども、当然、その権利の所有者であり、権利主体として認められている筈であろう。しかし、にもかかわらず、「子どもの

権利」が今世紀の発見であるとされ、二〇世紀的理想の実現であるとされるのはなぜか。

一八世紀以降、近代国家の成立に伴って確立された人権の概念は、アメリカ合衆国の「バージニア権利章典」やフランス革命時の「人および市民の権利宣言」に代表されるように、信仰・言論の自由や財産権の不可侵など、個人の「国家からの自由」を内容とするものであった。それは、近代国家が、君主制から市民参政型社会への転換において成立したことと不可分である。そして、これら「自由権」に加えて、一九世紀末以降は、資本主義の進展とともに生存権・労働権などを保証する「社会権」の確立が必要とされ、経済活動の自由と財産権は、一定の制限付きで保証されるようになった。近代型社会における人権史が、「自由権から社会権」への系譜として辿られるとされる所以である。

ところで、これら近代社会における人権の歴史は、女性や子どもを排除した地平に展開されている。近代

市民社会の「契約責任」の担い手としては、男子成人だけが対象とされていたのである。そして、それに該当しない者たち、すなわち、「女性」「子ども」「障害者」たちは、社会のアウトサイダーであり、「権利主体」「男子成人」の「保護」の下に置かれた。このことは、逆から言えば、彼らの意のままに扱われる存在に過ぎなかったということでもある。一九世紀末から先進各国に興隆した「児童保護・児童福祉」の概念は、こうした保護責任を「親」に代わって「国親（パレンス・パトリエ）」「公的権力」が担うという発想であった。

「子ども」を「人権」の権利主体と見る思想は、「児童保護・児童福祉」の精神と若干その根底を異にしている。なぜなら、「児童保護・児童福祉」は、「子ども」を弱者なるがゆえに保護・教育の対象と見なし、その実現を親に代わって公的に保証しようとするものであったから、しばしば「親の自由」を、延いては「子どもの自由」をも束縛する場合が起りかねな

い。それに対して、二〇世紀の後半に地球的規模で成立した「子どもの権利条約」は、「子ども」を親あるいはそれに代わる者たちの「保護対象」と見ることから、彼らを一人前の「権利主体」と見なすことへの転換を促し、従来にまして、彼らの「自律権」を尊重しようとする思想に貫かれているからである。

言うまでもなく、実生活上の能力、すなわち、生産能力・自己保身能力・生活経営力などに関しては、子どもは大人のそれと比べるべくもないだろう。とりわけ、年齢の低い子どもほど、その傾向は著しい。その意味で、彼らが、非一人前であることは確かである。とすれば、能力的に見て非一人前の者たちを一人前の「権利主体」と見るとは、明らかな人間観の更新であろう。つまり、人間の価値を「能力の多寡」や「能力」によって発現された効果」で判断するのではなく、「存



在そのものの」の意味において評価し位置づけようとする価値観の出現なのである。

近代は、子どもを、その「未成熟性⇨弱者性」と、そのゆえの「依存性⇨被保護性」において特定し、彼らを「保護・愛育」そして「教育」という営みのなかに囲い込むことで、大人の責任を果たそうと意図した。「子ども」が、「保護・愛育」と「教育」の対象として発見されたとは、このことである。ところで、この世紀は、その後半に至って、「子ども」を単なる「保護」「教育」の対象ではなく、一人前の「権利主体」であると認定した上で、なおかつ「親の養育責任」や「代替的養育の確保」を謳い上げ、それらが、子どもによって要求されるべき「彼ら自身の権利」であると主張している。子どもと大人の関係の変革、延いては「子ども観」の更改を認めざるを得ないのは、この所以であろう。

弱者をその「弱さ」において劣位に位置づけ、優劣の序列化の下で優者に「保護」の責任を課すのでな

く、優劣という序列を解体した上で、弱者は一人前に生きるための正当な「権利」として特別な対処の仕方を要求する。障害を負った人、あるいは高齢者が体現すべき「権利主体」としてのこうしたありようが、いま「子ども」にも求められているのではないか。とすれば、子ども⇨大人関係に見られる現状の混乱は、こうした前提の下で築き上げられねばならない新しい「子ども⇨大人関係」が、いまだ模索途上にあることを物語るものと言えよう。

国境を越えた連帯

世界大戦の惨禍と情報革命が、人権の国際的保証を推進したと言うなら、牽強付会と誇られるだろうか。しかし、ファシズムやナチズムによる大規模な人権侵害の経験が、人権保証の国際化を促したことは確かであろうし、急テンポで国境の壁を無化し続ける情報手段とネットワークが、各地における人権侵害の実態を伝え、それへの対処が要求され始めたことも否むべく

もない。現代における人権の保護と保証は、単なる憲法上の問題として国内的に処置される域を越えたのである。

「子どもの人権」に関しては、一九二四年に国際連盟で表明された「ジュネーブ児童権利宣言」あるいは、一九五九年に第十四回国際連合総会において採択された「児童権利宣言」など、いずれも、世界を巻き込んだ大戦の反省に立って、子どもの生存権や養育権を地球的規模で守ろうと意図したものであった。そして、これらの精神を踏まえ、単なる「宣言」の位置付けを越えて、「条約」として批准各国に順守責任を課そうとしたのが、今回の「子どもの権利条約」であった。子どもたちの生命と成長のための時間は、地球的規模で守る以外に保証の道はない。その根底にあったのは、こうした判断だったと言ふことになるのか。

確かに、一瞬にして世界の何分の一かを廢墟と化するほどの巨大兵器の開発は、個々の国や地域の防衛力を越え、その兵器の所持・不所持にかかわらず、近隣の

諸地域を脅かし続ける。また、使用による、あるいは実験による、影響や後遺症は、

広く国境を越え世代を

越えて拡散し伝搬されて、本来は無関係な者たち、とりわけ、当時、生まれてもいなかった子どもたちまでも蝕んだりすることがまればではない。こうした状況を踏まえるなら、「子ども」が生きていくための権利主張が、一国の中だけに閉じられたものであり得ないことは自明であろう。「子ども」を核として、地球的連帯の動きが発生せざるを得ないのは必然であった。

一九八九年の「子どもの権利条約」は、一八歳未満の人間を「子ども」と特定し、彼らのすべてを適用対象として、彼らに帰されるべきもろろの権利を謳っている。地球上のすべての子どもは、差別を禁止され平等を保証され、最善の利益の保証とそのため措置を約束される。そして、何よりも、「すべての子ども」



は、「固有の生きる権利」を認められるのである。人種の如何、能力の多寡、障害の有無にかかわらず、彼らは一様に「自身の生命に対する権利」の所有者であり、その権利を行使すべき主体である。ここに謳い上げられている文言の意味を、私たちは、果たしてどの程度に重く見据えているのだろうか。もし、この条約文に真実に真摯に向き合うなら、地球上の各地に発生している紛争や災害の数々に対して、すべての大人たちは無関心であり得ない筈ではないか。

考えて見れば、順守し実行することのさほど容易ではないこの「条約」は、しかし、この世紀が後世に託した人類最大の悲願と言えそうである。すなわち、二度にわたる大戦と戦慄すべきその惨禍を、忘れてはならない教訓と銘記して、その克服を「子ども」を通して後世に委ねようとする希望の表現ではないか。

この世紀の始まりが、「優生学」に後押しされた楽天的な「子ども」と「未来」への希望であったのに比し、いま、私たちの二〇世紀は、未来に対して、それ

ほどに楽観的・向日的な希望を描き得てはいない。更改を迫られつついまだ輪郭の見えない「子ども―大人関係」の不安定さは、とかく「子ども拒否」の心性すら胚胎させて、「子ども」を不要とする若い男女のカップルが目立ったりする昨今でもあるのだから。しかし、この世紀の叡知は、「子ども権利」というキーワードにより、それを実行することを核として、地球的規模で連帯する道を用意してくれた。二〇世紀が「子ども」の周辺に巻き起こした様々な動きの中でも、次の世紀に向けて手渡さねばならぬ最大の遺産がここにあると言えないだろうか。

— 終 —

(聖学院大学)